

「女性活躍推進セミナー（仮称）企画・運營業務」

# 業務仕様書

令和 7 年 8 月

岩手県沿岸広域振興局

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「女性活躍推進セミナー（仮称）企画・運營業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 業務の目的

沿岸広域振興局では、令和5年10月から人口減少（社会減）対策の一環として「いわてさんりく働き方改革推進運動」を展開しており、沿岸圏域（ここでは沿岸広域振興局管内の宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村の9市町村から構成される地域のこと。以下「沿岸圏域」という。）において、特に「いわて女性活躍企業等」の認定への支援を通じて、男女ともに働きやすい職場環境が整備された「選ばれる企業」を増やすことにより、「働きやすい沿岸圏域」をアピールするため、認定に向けた女性活躍推進セミナーを開催する。

## 2 本業務の概要

### (1) 業務の名称

女性活躍推進セミナー（仮称）企画・運營業務

### (2) 委託期間及び予算額

ア 委託期間 契約締結日から令和7年12月26日（金）

イ 予算額 493千円以内（税込）

### (3) セミナーの概要

ア 開催時期 令和7年10月下旬～11月下旬

イ 開催時間 100分程度

ウ 会場 沿岸広域振興局管内の会議室等を想定

※ 開催日時及び会場は、県と受託者で協議の上、決定する。

エ 参加対象者 沿岸圏域の事業者（経営者、採用担当者等）。

オ 定員 会場参集方式：20名程度（事前申込制）

オンデマンド配信：定員なし

カ 開催方法 会場参集方式（1回）及びオンデマンド配信

キ 参加費 無料

### ク 当日（会場参集方式）のスケジュール及び内容（想定）

時間配分	次第・内容
40分	【第1部】 女性活躍推進（キャリア形成、リーダー育成、ワークライフバランス、イクボス等）に関する講演等
10分	休憩
50分	【第2部】 ・女性活躍推進に関するワークショップ等 ・質疑応答

※時間配分等は上記を想定しているが、セミナー内容と合わせて提案して構わない。

### 3 本業務の仕様

#### (1) 女性活躍推進セミナーの企画提案

次によりセミナーの企画提案を行うこと。

- ア 女性が昇進への意識や意欲を高められるような研修、女性管理者やリーダーを育成する研修、出産や子育てなどのライフイベントを踏まえて、女性がキャリアをデザインできるようにするための研修、仕事と生活の両立のためのノウハウ等に関する研修など、女性のキャリア形成につながる講演等を行うこと。
- イ 構成は有識者等による講演、ワークショップ等とし、100分程度を想定しているが、これに限らず、受講者の理解や経営者による女性活躍宣言を促す効果的な内容があれば提案して構わない。
- ウ 本セミナーは「いわて女性活躍企業等認定制度要綱」で規定する認定基準の女性活躍関連セミナーに該当するものとするため、セミナー開催前に県がセミナー内容を確認し、要件に合致するセミナーとなるよう修正を依頼する場合があること。
- エ 開催当日に受講できなかった者等も含め多くの事業者がセミナーを受講できるよう、後日視聴できるオンデマンド配信を実施することとし、オンデマンド配信用のセミナー動画を製作すること。
- オ オンデマンド配信用のセミナーは、アの内容を含むものとし、30分～40分の内容とすること。動画は会場参集方式で実施したものを録画・編集したものでも配信用に別途録画・編集したものでも構わない。但し、オンデマンド配信の視聴のみでセミナーの内容が十分理解できるような構成とし、音量等も聞こえやすいよう十分に配慮したものとする。また、会場参集方式で実施したものを録画・編集する場合は受講者の肖像権侵害とならないよう十分留意すること。
- カ 講師の手配、講演資料の準備等は受託者が行うこと。なお、講師への謝金等は委託料から支出すること。

#### (2) セミナー全体に係る準備・運営

セミナーの当日運営を中心とする次の業務について、県と必要な調整を行いながら進めること。

##### ア 当日の司会・進行

- ・県と協議の上、進行要領を作成し、受託者が全体進行を行うこと。
- ・セミナーの運営に必要なスタッフを配置すること。

##### イ 会場・機器等の手配

セミナー開催、動画製作に係る会場及び必要な機器等の手配については、県と協議の上、決定すること。

##### ウ その他

セミナー受講に係る申込受付、問い合わせ対応、その他の連絡調整は県が行う。

### 4 事業実績報告

事業終了後、次の成果品を県に提出すること。

#### (1) 成果品

- ア 実績報告書

イ 講演等資料

ウ オンデマンド配信用のセミナー動画データ

- ・ m p 4 形式とし、セミナー名、講師名の挿入等最低限加工した上で提出すること。
- ・ 受講確認のため、動画の最後にアンケート用 QR コードを挿入すること。なお、アンケート及びアンケート QR コードは県が作成する。
- ・ オンデマンド配信は県の公式動画チャンネル (YouTube) で行うこととし、管理等は県が行う。

(2) 提出場所

岩手県沿岸広域振興局経営企画部産業振興室

(〒026-0043 岩手県釜石市新町 6 番 50 号 釜石地区合同庁舎 3 階)

## 5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先 (商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- イ 県は、上記「(1)再委託等の制限イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。但し権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)、個人情報の保護等に関する条例 (令和 4 年岩手県条例第 49 号) 及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 6 その他

- (1) 契約にあたっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更する場合があります。
- (2) 本事業の執行にあたっては、随時、県と協議を行うこと。また、この仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。